

## 令和4年度 第2回

### 京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月22日（月） 午後2時～午後4時
- 2 場 所 京都市役所 本庁舎4階 正庁の間
- 3 出席委員 山田会長、渡辺副会長、飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、長沢委員、松塚委員、宮村委員、結城委員  
欠席委員 多田委員

#### 4 審議事項

- (1) 京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項の規定に係る個人情報取扱事務及び条例第10条第2項の規定に係る電子計算機処理事務（一部の事務においては、条例第10条第1項ただし書の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

医療、介護等データの収集及び分析事務（活用データの再追加）

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）

主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）「○：委員、→：主管課」

○ 別紙2にある情報は何なのか。

→ 「75歳お口の健診」に関する情報で、歯の残存状況や歯の健康に関する本人の所感等である。

○ 統合データには、生年月日や郵便番号など個人をかなり特定できる項目が含まれている。前回の審議でも申し伝えたが、収集情報の匿名化が甘いのではないか。

→ 今回の「お口の健診に関する情報」は、健康長寿企画課が保険年金課から情報提供を受ける際に、氏名、生年月日、郵便番号等を削除して京都大学に提供するもので、これまで承認を受けている医療・介護等データの情報と紐づけられる範囲で分析を行う。

既に承認を受けている統合データの情報についても、別紙1のとおり、保険年金課（及び本市各課等）から当課へ医療・介護等データを統合する段階と、当課から京都大学へ提供する段階の2つの段階がある。当課に提供を受ける段階では、委員ご指摘のようなセンシティブな情報も含むが、京都大学に提供する段階では、個人識別性の高い項目は加工したうえで提供している。

○ 健診等の情報を統合することについて、対象者からは同意を得ていない。京都大学への提供データにはセンシティブな情報が多数含まれるため、個人が特定されるようなデータは削除した上で、大学に提供することが必要である。

→ 氏名の削除や、「生まれ日」のハッシュ化（不規則な変換）等、データを加工して容易に個

人が特定できないようなものとしている。

- 審議票の記載について、これまで行ってきた京都大学との共同研究の中で、今回新たに京都府歯科医師会の協力も得られるようになったということが分かりにくい。文章だけでは、京都大学との共同研究とは別に、今回追加する歯科情報について歯科医師会の協力を得ながら研究を行うようにも読み取れる。実際の研究のやり方を反映するような書き方にすべきである。

また、審議票の「京都府歯科医師会の協力」とは、どのような情報の取扱いを意味しているのか分かりにくい。また、広報資料についてだが、「アストラゼネカ株式会社、株式会社ヘルステック研究所の協力を得て」と書いてあるが、その具体的な関与の深さがわからない。個人情報提供されていないという理解で良いのか。市民からすると、自己の情報が民間企業の営業目的で使われているのではないかとも思ってしまうため、統計処理された結果を活用しているのであって、個人情報は協力企業に提供していないことを市民に分かるように説明すべきではないのか。

加えて、広報資料にある論文掲載の記載については、雑誌に論文のどの箇所がどの分量で引用、掲載されたのかは明確に示すべきだろう。学術的な記載のルールというのがあるので、ルールに基づいた記載を意識してほしい。

- 統合データについて、京都府歯科医師会や協力企業がデータを直接取り扱うようなことはなく、統計処理がされた後の分析結果を共有し、意見をいただいているものであり、個人情報は提供していない。個人情報の保護に関する市民への説明や論文に記載する際の留意点については、御指摘を受けて、今後の資料作成時に工夫したい。

- 京都大学への提供データには「生年月日」は除いているとのことだが、医療・介護等の健康に関わる研究において対象者の年齢情報は必須ではないのだろうか。

- 生年月日は個人の特定に繋がりにくい情報なので、「日」の部分はハッシュ化（不規則な変換）することによって、「生まれの日」までは特定できないようにしている。

- 分析研究していったら個人が特定される可能もあるのではないのか。

- 確かに共同研究先（京都大学）の研究員が扱う情報の中には、個人を識別しうる多くの情報を含んでいる。このため、共同研究契約書で、個人情報保護及びセキュリティを確保するとともに、アクセスできるメンバーも限定している。また、データを加工して容易に個人が特定できないようなものとしている。

- 事務自体に反対しているわけではなく、事務の内容が市民に正しく伝わるような資料作成をしていただきたいと思う。

- 共同研究先において、個人情報取扱責任者を定めているか。

- 共同研究先の京都大学は、契約において大学教授を責任者としている。

協力企業は、共同で分析テーマを定め、分析結果を提供しているものであり、データベースの個人データを直接触るわけではないため責任者までは定めていない。なお、協力企業がデータベースの個人データに触ることができないことは、本市と覚書を取り交わしており、明確に禁止している。

- 「6 個人情報保護対策」に作業内容の報告があると書いてあるが、報告書の様式はあるのか。

→ 報告書の様式までは定めていない。資料等を提出していただく際に京都大学とも協議して必要な事項は記載するようにしている。

京都府子育て世帯緊急支援事業（未就学児家庭への図書カード配布）の対象者提供事務  
（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）  
主管課から説明を受けた後、承認した。  
なお、委員からこれに関する意見は特になかった。

京都市立病院及び京都市立京北病院における医療保険資格情報のオンライン資格確認の導入  
（地方独立行政法人京都市立病院機構）  
主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）

- マイナンバーカードを持っていない患者は、従来どおりの受付処理になるのか。  
また、本制度の利用者（受診時にマイナンバーカードを被保険者証として利用する者）はどれくらいいると見込んでいるのか。
- そのとおりである。従来の保険証でも受け付ける。  
1年ほど前に他自治体の病院に確認したところ、1か月間で数件とのことだった。本院の1日の外来患者は約1,000人だが、マイナンバーカードを用いる患者は少数に留まると想定している。

## (2) 「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）」について

令和4年度第1回審議会においてその内容を了承した「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（案）」について、事務局からパブリックコメントの実施結果及びパブリックコメントでの市民意見を踏まえた答申の修正内容等の報告を受けた後、答申の決定をした。

（主な発言内容）「○：委員、⇒：事務局」

- 個人情報訂正請求の個人情報開示請求前置は、請求者が誤った認識や古い情報を基に訂正請求することを防ぐためであることは理解できる。一方で、これまで京都市は開示請求を経ずとも訂正請求が可能であったため、制度の転換であるといえる。請求者にとっては、訂正請求の決定期間の30日に開示請求の決定期間の14日が加わり、処分までの期間が間延びすることとなる。開示請求前置については学説も割れているところであるが、事務局としてはどう考えているのか。
- ⇒ 委員ご指摘のとおり、学説の対立は論文等で確認しており、そのうえで開示請求前置を採用する形で制度部会での議論をしてきた。第3回制度部会で部会委員から「開示請求前置の採用は一長一短である」と意見があったように、開示請求前置で行政手続きが円滑になる面もある一方、本人にとっては時間がかかるという面もある。

ただし、訂正請求における開示請求前置を採らずに運営してきた自治体での問題点として、訂正請求が本人の誤解による水掛け論になってしまっている事例が多いことがある。本人が開示請求を通じてはじめに事実を確認することで、トラブルの解決につながるものとする。

○ 開示請求した結果、全部非開示決定処分や請求拒否決定処分となると訂正請求することができなくなる。そのような場合に請求者の権利を保護する何らかの規定が必要ではないか。

⇒ 開示請求者の個人情報が開示されることが原則であり、訂正を望んでいる開示請求者に関する情報が非開示となることや、請求拒否決定になることは例外的な動きである。非開示情報の範囲は、個人情報保護制度の趣旨を踏まえ必要最低限のものであり、権利利益の侵害等が伴うものに限られている。そのため、非開示となる情報については、場合によっては、個人情報の存否も含め、訂正請求であれば開示されるべきというものではない。また、開示請求の所定の要件を満たしていないときは開示請求が却下されることもあるが、これは補正等の協力が得られなかったケースであり、請求人にも一定の帰責性があるケースだと捉えられる。訂正請求は、本条例によらずとも直接所管課等との協議により対応できるものであるため、その意味でも、手続きのルートは確保できている。

○ 処分までの期間が現行制度から延びることは市民にとって不利益であるため、開示請求と訂正請求を併せて同時に請求できるような運用はどうか。これであれば、期間について本人に不利益が生じず、前置の短所をクリアできるのではないか。

⇒ 本市では、国の開示請求の決定期間である30日から、条例で14日に期間を短縮する形で答申の議論がされており、開示請求前置で手続きが遅れるという不都合は抑制される見込みである。また、同時申請は、まず個人情報の内容を確認してもらうという趣旨が反映できない。

本市の情報に明らかな誤りがあるのであれば、訂正請求によらずとも、本人と情報の保有課で確認・調整のうえ訂正することは、しばしば行われている。個人情報保護制度に基づく訂正請求が必要な少数のケースでは、むしろ、開示請求で適正な手続きを確保した方が良いという考えだ。

○ 本人の開示請求が訂正請求のためのものであるという意図を、開示請求の際に京都市の担当者が認識できれば、訂正請求の期間が間延びする問題はかなり緩和されると思う。開示請求前置については、その採用の有無は自治体の裁量であり、京都市としても今回制度の転換になるため、制度利用者の不利益にならないよう心掛けた運用をとってほしいとお願しておく。

○ 個人情報開示請求についても、時代の流れに沿って、今後オンライン請求ができるような仕組みを作っていく必要があると考える。

⇒ 自治体のシステムの標準化という大がかりな事業が現在進められている。それに伴って、オンライン手続の標準的な仕様、本人確認の仕組みの導入等がなされると考えている。このような、市全体の動きを踏まえて、オンライン化は検討されていく事項と捉えている。

○ 任意代理人によるオンライン請求は技術的に難しいのではないか。

⇒ 任意代理とオンライン請求が組み合わさった時、本人確認や授権の真正性の確保が難しい課題である。ただし、請求の手法がオンラインであるからとの理由で、任意代理を否定することは妥当性を欠くと考えている。本人と代理人双方の本人確認がしっかり取れ、委任状の

真正性が確保できる技術的な仕組みが導入されれば一定可能であると考えているが、導入まで時間を要するように考えている。

- 本人確認の妥当な手法については、国の機関でも試行錯誤している段階であり、自治体での導入の段階に入ってくるのはもう少し先になるのではないだろうか。

## 5 諮問

「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について

8月5日付けで諮問があり、事務局から趣旨等の説明を受けた。

特定個人情報保護評価書の点検のため、当審議会に点検部会を設置することとした。

点検部会の委員は、会長の指名により、山田会長、渡辺副会長、宮村委員が指名され、会長が点検部会長を務めることとした。

## 6 報告事項

令和3年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

(主な発言内容)

- 不服申立の未処理の状況は例年と比べてどうか。

⇒ 公文書公開請求の審査請求の未処理件数については例年と同様である。

個人情報開示請求の審査請求は、昨年度、いじめに係る文書について、子の法定代理人の父親、父親本人及び母親の三者から、同一内容の開示請求に対する処分に、それぞれから審査請求されたものをまとめて審議したため、未処理件数が減少した。

なお、審査請求は審査請求日順に処理するため、現在は審査請求されてから審議入りするまでに9～10カ月ほどかかっているが、これは例年どおりである。

## 7 今後の予定

令和4年度第3回審議会は、令和4年10月下旬～11月上旬に開催することとした。